

9. 職員の給与の状況

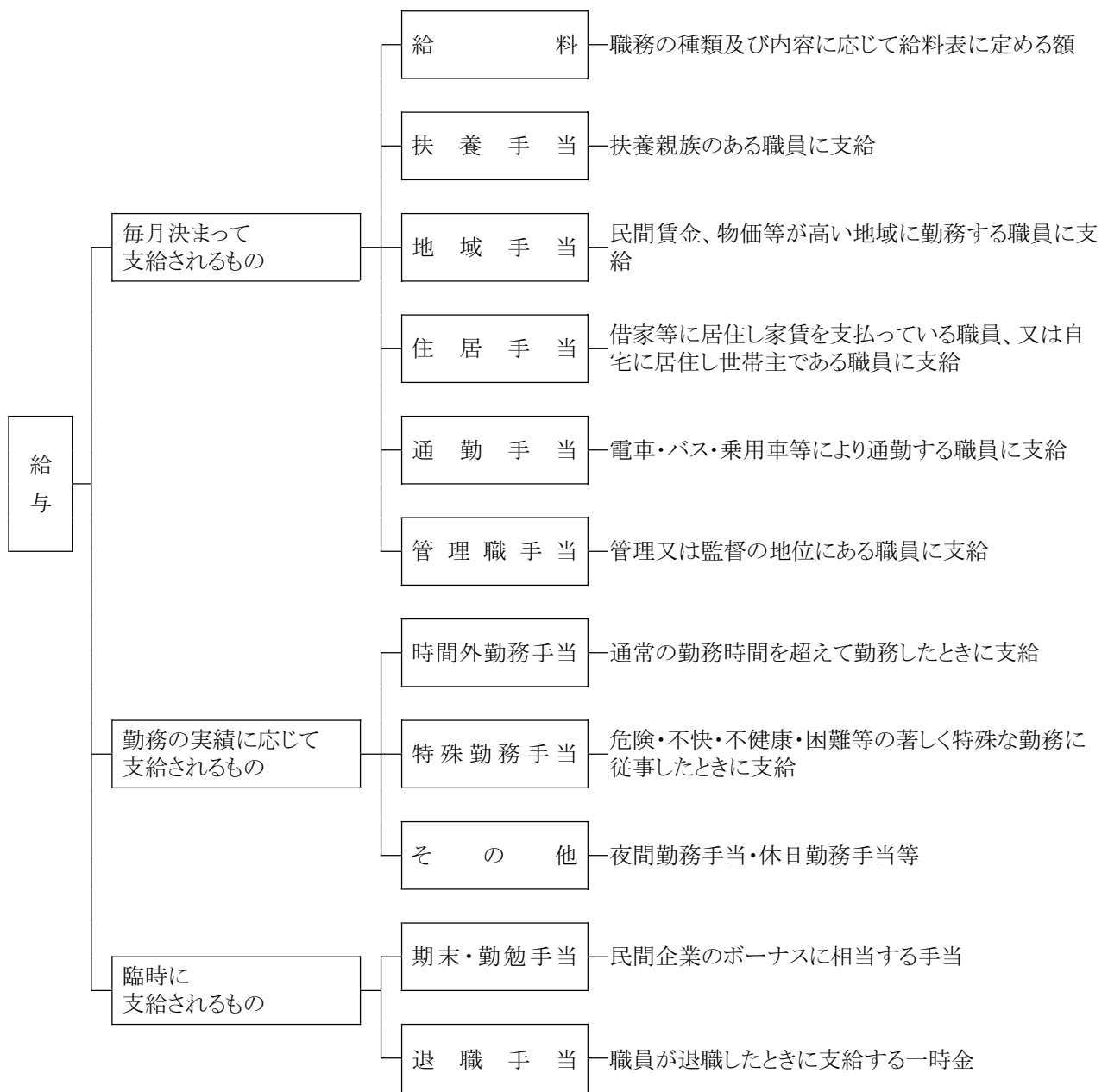
(1) 給与のしくみ

地方公務員の給与は、地方公務員法により、一般家庭の生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることになっています。

職員の給与は、この趣旨に基づいて、国家公務員給与の人事院勧告や他の地方公共団体の職員の給与などを考慮して、市議会の審議を経て条例で定められています。

(2) 職員給与の内容

職員の給与は、給料及び職員手当からなり、その概要は次のとおりです。



(3) 人件費の状況

平成19年度普通会計(決算額)に占める人件費の状況

(単位:千円)

住民基本 台帳人口 平成20年3月31日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	平成18年度 人件費比率
154,302 人	42,160,305	1,363,044	10,353,670	24.6%	24.7%

(注)人件費とは、職員に支給された給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与等の総額をいいます。

普通会計とは、水道、下水道、介護保険事業等の独立採算制を原則とする会計以外の会計をいいます。

実質収支とは、歳入総額から歳出総額及び翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

(4) 職員給与費の状況

平成19年度普通会計(決算)での給与費の状況

(単位:千円)

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
1,111 人	4,633,999	1,132,849	2,027,683	7,794,531	7,016

(注)職員数は、一般行政職、消防職、技能労務職等の総数で、給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)をいいます。

(5) ラスパイレス指数の状況

区 分	野田市		柏 市		流山市		千葉県	
		地域手当 補正後		地域手当 補正後		地域手当 補正後		地域手当 補正後
平成18年度	100.4	108.4	100.7	104.6	98.1	104.9	99.2	99.3
平成19年度	99.9	105.8	101.8	104.7	99.6	105.5	99.6	99.7
平成20年度	100.2	104.1	101.1	103.0	99.4	104.2	100.6	99.8

(注)ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の職員構成を基準として、一般行政職における学歴別、経験年数別に給料総額を比較し、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

なお、「地域手当補正後」とは、平成18年度に国の給与構造改革において、給料表の引き下げとともに、客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(6) 職員の平均給与月額、初任給等の状況(平成 20 年 4 月 1 日現在)

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(単位:円)

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
野 田 市	一般行政職	44.1 歳	358,667	442,904	418,068
	技能労務職	50.1 歳	343,027	402,161	384,904
	清掃職員	48.6 歳	355,138	427,211	405,616
	用 務 員	55.6 歳	309,438	342,871	336,933
	学校給食員	48.1 歳	340,000	407,638	401,295
	教 育 職	44.8 歳	364,091	432,071	423,876
	福 祉 職	46.7 歳	369,656	412,415	405,090
	税 務 職	39.2 歳	305,653	388,919	348,817
国	一般行政職	41.1 歳	325,113	—	387,506
	技能労務職	48.9 歳	284,679	—	320,623
柏 市	一般行政職	46.3 歳	378,742	478,475	445,597
	技能労務職	50.9 歳	324,016	390,233	367,633
	清掃職員	50.3 歳	350,114	439,388	402,958
	用 務 員	54.4 歳	304,600	340,171	336,001
	学校給食員	51.8 歳	288,953	324,466	319,425
流 山 市	一般行政職	47.2 歳	381,562	484,490	448,041
	技能労務職	47.9 歳	316,525	374,307	356,539
	清掃職員	42.9 歳	313,746	412,347	367,414
	用 務 員	57.0 歳	348,027	396,170	387,125
	学校給食員	49.7 歳	320,365	360,816	354,873

(注)「平均給料月額」とは、平成 20 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均で、「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当や特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

技能労務職員の給料表は、一般行政職の職員の給料表の引下げに合わせて平成 18 年 4 月 1 日に平均 4.8%引下げました。今後も退職者不補充及び民間委託の推進により適正な職員配置を進めるとともに、民間と均衡の取れた給与等の見直しに努めてまいります。

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針は[こちら](#)

②職員の初任給の状況

(単位:円)

区 分		野田市	千葉県	国		
一般行政職	大学卒	178,600	178,800	I種 181,200 II種 172,200		
	高校卒	149,800	144,500	140,100		
技能労務職	高校卒	141,275	144,500	/		
	中学卒	133,925	133,100			
教育職	大学卒	178,600	/			
	高校卒	149,800				
福祉職	大学卒	178,600			/	
	高校卒	149,800				
税務職	大学卒	178,600				/
	高校卒	149,800				

(注)学校卒業後直ぐに採用された者の初任給です。(技能労務職の初任給は職種により異なるため、全ての職種の平均の値です。)

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(単位:円)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	266,200	311,350	352,038
	高校卒	228,300	266,200	303,800
技能労務職	高校卒	—	—	294,500
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	266,200	—	367,100
	高校卒	—	—	—
福祉職	大学卒	—	—	349,900
	高校卒	—	—	—
税務職	大学卒	—	311,600	357,400
	高校卒	—	252,200	311,600

(注)表中「—」は該当者なし。

(7) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況(平成 20 年 4 月 1 日現在)

(単位:人・%)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 年前の 構成比	5 年前の 構成比
1 級	主事補・技師補	5	0.8	0.8	1.4
2 級	主事・技師	18	3.0	3.6	10.6
3 級	主任主事・主任技師	314	51.9	51.9	47.3
4 級	係長・主査	106	17.5	17.5	14.8
5 級	課長補佐	58	9.6	9.7	10.3
6 級	課長	58	9.6	9.4	9.0
7 級	次長	32	5.3	4.7	4.1
8 級	理事・局長・部長	14	2.3	2.4	2.5
計		605	100.0	100.0	100.0

(注)1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成 19 年度）

区 分	野田市	国
1 人当たり 平均支給額	1,825 千円	
支給割合	期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分	期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等 による加算措置	役職加算 5%～20%	役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

② 退職手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区 分	野田市		国	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		定年前早期退職特例措置 2%～20%加算	
1 人当たり 平均支給額	自己都合 勸 奨 定 年	— 千円 24,376 千円 22,450 千円		

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

支給実績(平成 19 年度決算)				412,805 千円
支給職員 1 人あたり平均支給年額(平成 19 年度決算)				354,035 円
支給対象地域		支給率	支給対象職員数	国の制度 ※(注)2 参照
野田市	市内全域	7%	1,172 人	3%(3%)
柏 市	〃	8%	—	6%(6%)
流山市	〃	8%	—	3%(3%)
千葉県 (上記3団体地域)	〃	6%	—	同上

(注) 1 平成 20 年 4 月 1 日に支給率を 7%に引き下げました。今後も国の地域指定基準である 3%を目標に段階的な引下げに努めます。

2 なお、国の支給率は、平成 22 年度での制度完成を目指して、平成 18 年度から段階的に引き上げており、() 内の数値は、制度完成時における支給率を表しています。

④特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)		24,012千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)		69,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)		27.8%	
手当の種類(手当数)		15	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給単価
税務手当	市税の賦課及び収税事務を本務として従事	課税課、収税課に勤務する職員	月額 4,000円
	上記以外の職員で、臨時に市税の徴収事務に従事	左記の業務に従事した職員	日額 250円
社会福祉 業務手当	知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設等に勤務する職員のうち訓練指導に従事(規則で定めるもの)	あさひセンター、こぶし園、あおい空に勤務し、心身障害児・者の訓練指導を本務とし、当該勤務に従事した職員	月額 4,000円
	福祉事務所に勤務する職員で査察指導に従事	査察指導員	月額 4,500円
	福祉事務所に勤務する職員で現業に従事	社会福祉主事	月額 4,000円
	高齢者福祉課に勤務する職員のうちホームヘルプサービスに従事(規則で定めるもの)	高齢者福祉課に勤務するホームヘルパー	月額 5,000円
危険作業手当	毒物、劇物等を使用し、検査、病虫害防除等の作業に従事	市民生活課、保健センターに勤務し、左記の業務に従事した職員	日額 200円
	水防その他災害救助時における著しく危険な作業に従事	左記の業務に従事した職員	日額 450円
清掃業務手当	ごみ、し尿の収集処理に従事	清掃第一課、清掃第二課、クリーンセンターに勤務し、左記の業務に従事した職員	日額 500円
土木補修手当	道路、水路、下水等の補修に従事	補修事務所に勤務し、左記の業務に従事した職員	日額 500円
火葬手当	火葬業務に従事	火葬業務に従事した職員	1体 300円
救助隊手当	救助隊員として従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	月額 2,500円
救急救命士手当	救急救命士の資格を有し救急業務に従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	月額 5,000円
行旅病人死亡人 取扱手当	行旅病人死亡人の処置業務に従事	左記の業務に従事した職員	死亡人1件 3,000円 病人1件 1,000円
防疫手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための処理作業に従事	左記の業務に従事した職員	1件 300円
用地取得 交渉手当	公用地の取得交渉事務に従事	左記の業務に従事した職員	日額 250円
救急出動手当	救急車の出動作業に従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	1件 200円
災害出動手当	防火・水防作業に従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	1件 250円
深夜特殊 業務手当	交替制勤務を正規の勤務とする消防職員が深夜業務に従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	1夜 200円
消防機関員 勤務手当	正規の機関員として消防自動車又は救急車の運転に従事	左記の業務に従事した常勤の消防職員	1件 200円

⑤時間外勤務手当

区 分	支給実績(千円)	職員 1 人当たり 平均支給年額(円)
平成 18 年度決算	258,940	263,956
平成 19 年度決算	238,158	269,410

⑥その他の手当(平成 20 年 4 月 1 日現在)

手当名	野田市	国	平成 19 年度決算	
	内容及び支給単価		支給実績 (千円)	支給職員1人当たり 平均支給年額(円)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000 円 配偶者以外 1人 6,500 円 16歳～22歳までの子 1人 5,000 円 加算 	同左	158,756	252,796
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家の場合 (家賃 12,000 円を超える 場合に限る) 家賃の額に応じ 27,000 円を限度に支給 自宅の場合 7,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> 借家の場合 同左 自宅の場合 新築・購入後5年間 2,500 円 	79,168	117,460
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用の場合 6 箇月定期券等の価 額による一括支給、1 月当たり 55,000 円ま では全額支給 乗用車等使用の場合 使用距離に応じて 2,500 円～24,500 円 を支給 	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用の場合 同左 乗用車等使用の場合 使用距離に応じて 2,000 円～24,500 円 を支給 	70,942	69,894
管理職 手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位 にある職員に支給 給料月額の 9%～18% 	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位 にある職員に支給 給料月額の 8%～25% 	131,989	599,950
休日勤務 手当	<ul style="list-style-type: none"> 祝日法による休日及び 年末年始の休日におけ る正規の勤務時間中に 勤務した職員に支給 	同左	31,598	118,345
夜間勤務 手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として 深夜(午後 10 時から翌 日の午前 5 時までの 間)に勤務した職員に 支給 	同左	12,441	87,613

⑦特別職の報酬等の状況等(平成20年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
		野 田 市	柏 市	流 山 市
給 料	市 長	972,000 円	955,000 円	930,000 円
	副 市 長	831,000 円	785,000 円	803,000 円
地域手当		7%	8%	8%
報 酬	議 長	547,000 円	663,000 円	550,000 円
	副 議 長	492,000 円	593,000 円	490,000 円
	議 員	450,000 円	573,000 円	460,000 円
期末手当	市 長	平成 19 年度支給割合 4.50 月分	平成 19 年度支給割合 4.40 月分	平成 19 年度支給割合 4.45 月分
	副 市 長	平成 19 年度支給割合 4.50 月分	平成 19 年度支給割合 4.40 月分	平成 19 年度支給割合 4.45 月分
退職手当 (野田市)	市 長 副 市 長	算定方式 972 千円×在職月数×0.45 支給時期 在任期間ごと 831 千円×在職月数×0.25 在任期間ごと		

(9)水道企業職員の状況

水道企業職員の給与は、地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、野田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、規程により定めており、特殊勤務手当を除き、市長事務部局職員に準じております。

①職員給与費の状況

ア.平成19年度決算

(単位:千円・%)

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	平成18年度 職員給与費比率
3,095,225	629,567	280,772	9.1	10.3

イ.平成19年度決算

(単位:人・千円)

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30	138,699	27,426	61,507	227,632	7,588

(注)1 職員手当は退職給与金を含みません。

②職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

(単位:円)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
46.8 歳	373,613	447,844

(注)「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均で、「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

③職員の手当の状況

ア. 期末手当・勤勉手当(平成 19 年度)

1人当たり 平均支給額	1,984 千円
支給割合	期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等 による加算措置	役職加算 5%~20%

イ. 退職手当(平成 20 年 4 月 1 日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1人当たり 平均支給額	自己都合	21,548 千円
	勸 奨	一 千 円
	定 年	600 千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ. 地域手当(平成 20 年 4 月 1 日現在)

支給実績(平成 19 年度決算)	11,777 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 19 年度決算)	392,558 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
市内全域	7%	30 人

エ. 特殊勤務手当(平成 20 年 4 月 1 日現在)

支給実績(平成 19 年度決算)	5 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 19 年度決算)	292 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成 20 年度)	60%		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給単価
緊急事故 処理手当	勤務時間外に出動した場合	給水・工務係職員 13 人	1 回 250 円
危険作業手当	河川取水口の土砂除去作業	浄水係職員 5 人	日額 300 円
	沈砂池内の清掃作業		日額 250 円
	アクセレーターの清掃作業		日額 250 円

オ. 時間外勤務手当

区 分	支給実績(千円)	職員 1 人 当 たり 平均支給年額(円)
平成 18 年度決算	3,327	118,805
平成 19 年度決算	2,974	118,976

カ. その他の手当(平成 20 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び 支給単価	(平成 19 年度決算)	
		支給実績 (千円)	支給職員1人当 り平均支給年額 (円)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外 <li style="padding-left: 20px;">1 人 6,500 円 16 歳～22 歳までの子 <li style="padding-left: 20px;">1 人 5,000 円 <li style="padding-left: 40px;">加算 	5,272	251,048
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合 (家賃 12,000 円を超える 場合に限る) 家賃の額に応じ 27,000 円を限度に支給 ・自宅の場合 <li style="padding-left: 20px;">7,000 円 	1,919	101,000
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用の場合 <li style="padding-left: 20px;">6 箇月定期券等の価 額 による一括支給、 1 月当たり 55,000 円 までは全額支給 ・乗用車等使用の場合 <li style="padding-left: 20px;">使用距離に応じて <li style="padding-left: 20px;">2,500 円～24,500 円 を支給 	2,240	89,600
管理職 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・管理又は監督の地位 にある職員に支給 給料月額の 10%～13% 	3,238	647,659
休日勤務 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・祝日法による休日及び 年末年始の休日におけ る正規の勤務時間中に 勤務した職員に支給 	50	16,771
夜間勤務 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の勤務時間として 深夜(午後 10 時から翌 日の午前 5 時までの 間)に勤務した職員に 支給 	633	37,246